

提案書評価基準

1 評価事項

評価項目	評価の着眼点(評価基準)	評価			評価 (A~C)	比重	評価点	上限配点
		A	B	C				
<b>1 実施体制</b>							0	計75点
1-1	要員配置の妥当性(要員確保)	本委託業務の担当者の人数は十分か	5名以上	ACに該当しない	2名以下	× 3	0	15
1-2	要員配置の妥当性(分担)	区現地調査(ヒアリング)、業務処理工程の分析及び課題解決策の検討に係る分担が明確にされているか	いずれも明確にされ、複数の担当者が配置されている。	ACに該当しない	明確にされていない業務がある	× 3	0	15
1-3	要員配置の妥当性(業務改善)	業務改善に関する業務経験を有する担当者がいるか	4名以上の経験者あり	ACに該当しない	経験者なし	× 3	0	15
1-4	要員配置の妥当性(健康保険業務)	自治体の健康保険又は介護保険に関する業務経験を有する担当者がいるか	4名以上の経験者あり	ACに該当しない	経験者なし	× 3	0	15
1-5	要員配置の妥当性(ICT)	ICTに関する業務経験を有する担当者がいるか	4名以上の経験者あり	ACに該当しない	経験者なし	× 3	0	15
<b>2 管理者の経歴等</b>							0	計20点
2-1	所有資格	ICTに関する資格等、本委託業務に関係する資格を有しているか	複数、他分野に渡り有している	ACに該当しない	なし	× 2	0	10
2-2	業務経験等	自治体業務、ICTの利活用に関する業務、業務改善に関する業務経験を有しているか	複数、他分野に渡り有している	ACに該当しない	なし	× 2	0	10
<b>3 業務実績</b>							0	計50点
3-1	業務実績①	業務改善等の本業務委託と同種・同類の業務の受託実績を保持しているか	本委託業務に有益な実績を有している	ACに該当しない	なし	× 5	0	25
3-2	業務実績②	自治体の業務改善に関する知見、知識、さらには業務実績・経験があるか	本委託業務に有益な実績・経験を有している	ACに該当しない	なし	× 5	0	25
<b>4 業務実施手法</b>							0	計220点
4-1	業務内容①	ヒアリング・現場調査の実施方法(調査確認項目)及び頻度	極めて有効な専門知識の活用が見られ、具体的かつ実効性が期待できる	ACに該当しない	実現の可能性が低い	× 5	0	25
4-2	業務内容②	受付事務等の業務処理工程の分析方法	極めて有効な専門知識の活用が見られ、具体的かつ実効性が期待できる	ACに該当しない	実現の可能性が低い	× 5	0	25
4-3	業務内容③	課題解決策の検討方法(ICT技術等導入、業務方法見直し等)	極めて有効な専門知識の活用が見られ、具体的かつ実効性が期待できる	ACに該当しない	実現の可能性が低い	× 5	0	25
4-4	業務内容④	他都市事例、窓口申請以外の申請方法等の調査方法	具体的かつ実効性が期待できる	ACに該当しない	実現の可能性が低い	× 3	0	15
4-5	業務内容⑤	中間報告書の構成、内容(イメージ)	具体的かつ実効性が期待できる	ACに該当しない	実現の可能性が低い	× 3	0	15
4-6	業務内容⑥	報告書の全体構成、内容(イメージ)	具体的かつ実効性が期待できる	ACに該当しない	実現の可能性が低い	× 3	0	15
4-7	業務説明書等の理解度	本委託業務について、業務の見える化、業務改善の視点を取り入れ、的確に理解しているか	的確に理解しており検討が十分	ACに該当しない	妥当でない	× 5	0	25
4-8	委託業務に対する整合性	本委託業務への基本的な考え方と具体的な提案内容に整合性がとれているか	極めて有効な工夫や提案が見られ、具体的かつ実効性が期待できる	ACに該当しない	実現の可能性が低い	× 5	0	25
4-9	委託業務に対する具体性	本委託業務について実現可能な具体的な提案ができているか	極めて有効な工夫や提案が見られ、具体的かつ実効性が期待できる	ACに該当しない	実現の可能性が低い	× 5	0	25
4-10	委託業務に対する意欲	本委託業務への意欲があるか、また新たな提案が期待できるか	極めて有効な工夫や提案が見られ、具体的かつ実効性が期待できる	ACに該当しない	実現の可能性が低い	× 5	0	25

5 ワークライフバランスに関する取組							0	計5点
5-1	ワークライフバランスに係る取組状況	次のア～カについて該当する項目があるか	3項目以上該当する	1項目以上該当する	該当項目がない	× 1	0	5
5-2	ア 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	該当: 策定し、労働局に届出ている(従業員101人未満の場合のみ加算) 非該当: 策定していない、又は策定しているが従業員101人以上						
5-3	イ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定	該当: 策定し、労働局に届出ている(従業員301人未満の場合のみ加算) 非該当: 策定していない、又は策定しているが従業員301人以上						
5-4	ウ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定の取得(くるみんマーク、プラチナくるみんマーク)	該当: 次世代育成支援対策推進法に基づく認定を取得している 非該当: 次世代育成支援対策推進法に基づく認定を取得していない						
5-5	エ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし)の取得	該当: 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定を取得している 非該当: 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定を取得していない						
5-6	オ 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得	該当: 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得をしている 非該当: 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得をしていない						
5-7	カ よこはまグッドバランス賞の認定の取得	該当: よこはまグッドバランス賞の認定を取得している 非該当: よこはまグッドバランス賞の認定を取得していない						
6 障害者雇用に関する取組							0	計5点
6-1	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%の達成	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%の達成しているか	達成している(従業員45.5人以上)、又は障害者を1人以上雇用している(従業員45.5人未満)	達成していない(従業員45.5人以上)、又は障害者を1人以上雇用していない(従業員45.5人未満)		× 1	0	5
							(評価点合計0点	/満点375点)

## 2 選定について

(1) 次のように評価を行う。

ア 各評価項目において、評価委員はA(5点)、B(3点)、C(0点)で評価を行う。

イ 評価委員の合計点の平均点を最終評価点数とする。

ウ 3-1及び4のいずれかの項目において評価委員全員がCをつけた事業者は選定しないこととする。

(2) 選定方法について

ア 当該事業実施希望者のなかから上位1者を選定する。

イ 複数の事業者が同点だった場合、「2 実施体制」の点数が高い事業者を選定する。

ウ イにおいて同点の場合、「要員配置の妥当性(要員確保)」の点数が高い事業者を選定する。